

台湾の世界保健機関(WHO)への参加を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和 4 年 3 月 7 日

提出者

細森大園角須加高吉大坪	田山屋山山橋野國納内	重健俊智山藤橋雅和陽剛涼	雄一弘繁子隆勇彦彦介人二	相川村村島谷越藤本藤井	安純芳利謙一俊力祐芳竜	信寿信成二昭一一秀夫	田原中石田白池山岩吉田川原	明康洲子一二岳紀美大也拓
多々				五百中尾中平生遠嘉内福				

(別紙)

台湾の世界保健機関(WHO)への参加を求める意見書

新型コロナウイルス感染症が全世界に甚大な影響を与えており、国境を越えて国際社会全体に広がる感染症の脅威が再認識された。感染拡大防止には各国の連携が不可欠であり、国際的な公衆衛生・防疫体制を構築するためには地理的空白を生じさせるべきではない。

こうした中、台湾については、2017年(平成29年)から世界保健機関(以下「WHO」という。)の年次総会へのオブザーバー参加が認められておらず、昨年5月にスイス・ジュネーブで開催された年次総会においても参加が認められなかった。

台湾は、2003年(平成15年)の重症急性呼吸器症候群(SARS)の流行を教訓とし、国際的脅威となる感染症の防疫に関する取組を行ってきており、新型コロナウイルス感染症についても感染拡大防止対策に成功している地域である。

台湾のようにコロナ対策で実効的な措置をとり成果を上げた地域を含め、世界各国・地域の情報や知見が広く共有されることが重要であり、台湾がWHOの年次総会に参加できないことは、国際防疫上、世界的な損失である。

よって、国におかれでは、これまで以上に関係各国・地域と連携し、台湾のWHOへのオブザーバー参加に向けた一層の取組みをされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年 月 日

島根県議会

(提出先)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官

【令和4年3月7日原案可決】